

監事監査報告書

平成 27 年度第 3 回監事監査結果につきまして次のとおり報告いたします。

監事 藤山 勝光
監事 曽場 利夫

監査日時 平成 27 年 11 月 9 日(月曜日) 13 時 30 分～17 時

監査場所 法人研修センター 2 階研修室

監査監事 藤山 勝光 曽場 利夫

監査内容 I 事業運営状況について(平成 27 年 7 月～9 月)

- ① 法人本部事業の運営状況
- ② 各施設・事業所の運営状況
- ③ 銀山学園に対する改善勧告並びに勧告事項の改善内容について
- ④ 法人の会計システムの運用状況

II 平成 27 年度の各会計資金収支予算の執行状況並びに第 2 次補正予算について

III 預かり金サービスの管理状況について

IV その他

監査結果及び意見

■社会福祉法人後志報恩会定款第23条の定めにより前記の内容について監査を実施しました。法人並びに各施設・事業所の運営及び予算執行、預かり金サービスの管理につきましては適切に行われております。その内容につきまして、意見を含めてご報告いたします。

■平成27年9月11日に評議員会並びに理事会が開催され、評議員会において法人役員の選任が行われました。前期に引き続き理事及び監事とも再任され、法人の使命達成に向けた体制の一層の整備に向けて心新たに臨んでいくことで相互に確認されたところです。

■社会福祉法人制度改革をめぐっては、山崎理事長が北海道並びに全国の経営者協議会の役員として参画するほか、法人事務局も研修に積極的に参加するなど、その情報収集に努め、法人役員並びに評議員に対してその内容の伝達が行われているところです。

■7月31日には後志報恩会が主導的役割を果たして管内の相談支援事業所従事者の研修を開催し、地域の多様な福祉ニーズへの対応について研鑽の機会を共有し、事業所間の連携の強化が図られました。また、法人内においても銀山・大江・和光の間で職員の交換研修が行われ、現場における情報交換と相互理解が進められております。

■法人の内部組織においては、法人運営会議において施設長以下部長職が一同に会して毎月実施され、情報交換と経営上の課題について協議されるとともに、法人と各施設・事業所間の調整が行われています。施設・事業所及び利用状況が多岐にわたるため、課題と方向性について事前に法人事務局と調整するなど、組織運営の迅速性と効率化に向けての見直しが求められるところです。その他、総務部科長会議、支援責任者会議、医療・食生活会議、研修委員会、リスクマネジメント会議、雇用検討委員会など持続性を維持しつつ、内部統制の基盤強化に努められるよう期待します。

■各施設・事業所の運営状況については、詳細な報告を受け、各種会議、職員研修や利用者の行事等が多岐にわたって実施されていることを確認しました。利用率の向上に向けての取り組みも徐々に進められております。次年度に向けての事業計画の策定に向けて継続的な検討が望まれます。

■本年10月14日に銀山学園における虐待事案に対して、北海道並びに後志総合振興局より改善勧告並びに指導が行われました。事案発生後、事態の発生と原因究明並びに改善策の策定作業が行われてきました。今回の事案の発生に至る原因是多様であると考えられますが、平成25年以降に取り組んできた研修や支援姿勢の改善が全ての職員で共有されてい

なかったことが大きな要因と指摘され、また、現場の職員間においても同様の反省が行われています。今回提案されている改善内容の具体化と徹底に向けての法人一体となった取り組みと職員一人ひとりの真摯な姿勢が求められることを監事意見とします。

■法人の会計システム及び内部管理体制の整備状況について和光学園事務室で確認させていただきました。法人の事業報告書並びに計算書類は、日々の法人の活動の正確な記録に基づいて作成されます。特に和光学園においては入所施設や通所施設、グループホーム等の多数の事業所の経理と庶務が取り扱われてきました。日々の会計処理の正確性の維持はもとより、システムの適正な運用の維持と内部統制、管理体制の一層の整備に向けて法人としての取り組みが求められるところです。

■今回の評議員会並びに理事会に第2次補正予算が計上されております。第2次補正の事業活動資金収支差額においては、第1次補正の76,055千円から75,200千円に855千円の若干の減額となっています。事業活動収入が障害福祉サービス等事業収入及びその他の収入で4,780千円が増加するものの、事業活動支出で人件費を中心として5,635千円が増加したためです。今後とも事業計画に基づく適切な資金運用が望まれます。

■預かり金サービスの状況については、利用者各人の収支を正しく示し、不整の点はないと言めます。

■マイナンバー制度の運用開始を控えて、当評議員会、理事会に特定個人情報の取扱規程が、また、ストレスチェック制度の実施規程が提案されております。いずれにつきましても制度運用の実態が把握しきれない状況にあります。法人としても慎重に対応されることを望みます。また、入所施設等に住民票をおく利用者のマイナンバーについては住所地に送付されてきていることから厳重な保管が必要となってきます。障がい福祉サービス利用に際してのマイナンバーの運用については明らかとなっていないため、今後の推移をみながら保管規程等の整備が必要となってくると考えられます。この点について留意願います。